

【Q&A】 自立支援に向けた事業者の取組支援事業

令和8年5月27日作成

区分	No.	質問	回答
申請者要件	1	この募集には、自立支援の取組を行う介護事業所や施設が応募するのでしょうか。 それとも、介護事業所や施設に対して研修や伴走支援を行う事業者が応募するのでしょうか。	研修や伴走支援を行う事業者（以下、「研修等事業者」といいます。）が応募してください。
	2	自ら介護サービス等を運営している法人は、研修等事業者として応募できますか。	可能です。
	3	研修等事業者は、自ら介護事業所や施設を運営するしていることが必要ですか。	必要ありませんので、介護事業所や施設を運営していない法人が応募することも可能です。
	4	事業の実施期間について教えてください。	本事業の対象として選定されてから、令和10年3月31日までの期間で各研修等事業者において設定してください。 選定後は、1カ月以内に事業を開始ください。
	5	研修実施事業者として応募する際には法人格が必要ですか。	応募時点で法人格を有することが必要です。
	6	東京都外に所在する事業者も、要件（東京都内の3か所以上の取組事業所を確保し、事業内容を全て実施できること等）を満たせば、「研修等事業者」として応募資格を有すると考えて差し支えないでしょうか。	差し支えありません。
事業内容（全般）	7	交付申請時に提出する必要がある事業計画書について、どの程度記載する必要がありますか。	応募時点で予定している取組内容や経費は、できるだけ具体的にご記載ください。また所定の様式に記載いただく事項のほかに、取組内容について別紙（様式自由）にて分かるように作成してください。なお記載内容に不明な点がある場合には、別途ご確認させていただく場合がございます。
	8	自立支援に係る事業の中で、必ず取り組まなければならないものは何ですか。	研修実施事業者は、取組事業所とともに、以下の必須の取組を実施する必要があります。 ①自立支援に関する研修等の実施 ②伴走型支援の実施 ③取組成果等の分析・評価 ④取組成果等のフィードバック またこれらの事業（取組）の実施状況について、3か月ごとに都へ報告ください。
	9	事業の実施状況について3か月ごとに都に報告するようにとのことですが、報告時期は決まっていますか。	9月に研修等事業者として選定された場合、今年度は、12月末、3月末時点の状況について、翌月10日までに報告を行っていただく予定です。

【Q&A】 自立支援に向けた事業者の取組支援事業

令和8年5月27日作成

区分	No.	質問	回答
事業内容（全般）	10	学会や学術大会、研究大会等で本事業に基づく取組について発表を行う必要があるとのことですが、発表の場を自分で探さなければならないのでしょうか。	応募する事業所自らが探していただく必要がございます。本事業による高齢者等の自立支援・重度化防止の取組成果を広めることを目的に、学会等での発表を要件としているため、発表場所については、学会や学術大会、研究大会等、登壇者や参加者が一般に広く募集される場を想定しています。 開催場所については、国内のどの場所であっても制限を設けるものではありません。 なお、東京都が主催する東京都福祉保健医療学会への応募も可能となる予定です。
	11	本事業で指導にあたる人材（講師等）に、求められる資格や実務経験などの具体的な要件はございますでしょうか。 本事業に参画する研修等事業者には、どの程度の事業実績（期間や規模、成果など）が求められますでしょうか。	過去の事業実績や、講師の資格・経歴等について一律の要件はありません。そうした点を含めて事業計画書に記載していただき、事業者選定にあたっての審査の対象とします。
	12	取組成果の分析の中で、職員の意識の変化についての分析が求められていますが、所定の様式等は定められていますか。	所定の様式等は定めておりませんが、例えば自立支援の取組の開始時・中間報告時・終了時に、当該取組に関わる職員に対してアンケートを行う等により、職員の意識の変化について分析いただくことが考えられます。
事業内容（取組事業所）	13	研修や伴走支援の対象となる事業所（取組事業所）は、応募する事業者が自分で探さなければならないのでしょうか。	応募する事業所自らが探していただく必要があります。
	14	研修や伴走型支援を受ける取組事業所の数に制限はありますか。	最低3か所の事業所について取り組んでいただきます。
	15	研修等事業者と同一法人の運営する事業所を取組事業所とすることはできますか。	可能ですが、取組事業所のうち最低1か所は、同一法人の運営する事業所以外から選んでください。 なお、こちらの要件は事業計画期間が終了するまで遵守してください。
	16	取組事業所のうち最低1か所は、同一法人の運営する事業所以外から選ぶ必要があるとのことですが、2か所を同一法人運営事業所、1か所を別法人が開設（運営）している事業所（ただし研修等事業者が特定施設サービスの運営受託）とすることは可能でしょうか。	ご応募いただくことは差し支えありませんが、本事業は都内における高齢者等の自立支援・重度化防止の取組を促進することを目的としており、複数の法人で広く事業に取り組む事業者を想定しております。 研修等事業者が取組事業所の業務を受託している場合は、事業計画書にその旨を記載していただき、そうした点を含めて事業者選定にあたっての審査の対象とします。
	17	取組事業所のサービス種別に制限はありますか。	大き分けて施設・居住系サービスおよび通所・多機能系サービスが対象となります。対象となるサービスについては都ホームページおよび募集要項別表に記載のとおりです。
18	取組事業所を3カ所以上選ぶということですが、例えば介護老人福祉施設を2施設、通所介護1事業所という選び方はできますか。	できません。都ホームページおよび募集要項別表の＜施設・居住系サービス＞または＜通所・多機能系サービス＞のグループのいずれか一方から選択することとし、グループをまたいで取組事業所を選ぶことはできません。	

【Q&A】 自立支援に向けた事業者の取組支援事業

令和8年5月27日作成

区分	No.	質問	回答
事業内容（取組事業所）	19	取組事業所を3カ所以上選ぶということですが、例えば介護老人福祉施設を3施設、通所介護を1事業所という選び方はできますか。	可能です。＜施設・居住系サービス＞または＜通所・多機能系サービス＞のグループのいずれか一方から3カ所以上の取組事業所を選んだ場合は、4カ所以降の取組事業所を他グループから選ぶことは可能です。 ただしこの場合、施設系・通所系それぞれのグループ内で取組成果の比較検討を行っていただくことに加えて、グループ間でもサービス提供体制の違いを踏まえて取組成果の比較検討を行っていただくことが必要です。
	20	総合事業のみを提供している事業所も、取組事業所の1つとして数えることが可能でしょうか。	総合事業のみを提供している事業所は、取組事業所に含めることはできません。
	21	通所介護のサテライト型事業所を、3カ所の取組事業所の1つとして数えて応募することは可能でしょうか。	通所介護のサテライト型事業所は、サービス提供状況の把握や、職員に対する技術指導等が本体事業所と一体で行われていることが必要であり、独立して運営されている事業所ではないため、取組事業所に含めることはできません。
	22	研修実施事業者として応募するにあたり、＜施設・居住系サービス＞＜通所・多機能系サービス＞に、それぞれ応募することは可能ですか。	可能です。
	23	現時点でLIFEに未登録の事業所を取組事業所として考えている。10月の事業開始時には間に合う見込だが、そうした事業所を取組事業所に含めても大丈夫でしょうか。	問題ありません。
	24	取組事業所について、新規開設予定の事業所を検討している。開設時期は年末～年初になるが、10月ごろより開設予定の事業所の管理者・職員を対象に研修等を行う予定である。こうした事業所を取組事業所として含めても大丈夫でしょうか。	本事業においては、研修等事業者として選定後、おおむね1カ月以内に募集要項3の事業内容に掲げる事業を開始することとしており、取組事業所は事業計画書提出時点で介護サービスを提供する事業所を想定しております。このため、必須とする3カ所に開設予定の事業所を含めることはできませんが、4カ所目以降に含める点については、追加の提案事項として問題ありません。
事業内容（対象の高齢者）	25	自立支援・重度化防止の取組対象とする利用者について、要介護者だけでなく、要支援者を含めることは可能ですか。	可能です。
	26	一つの取組事業所において、最低10名以上の利用者に対して自立支援の取組を行うとのことですが、これだけの数の利用者について一斉に取り組むのでしょうか。	例えば第Ⅰ期5名、第Ⅱ期5名のように期を分けて取り組んでいただくことも可能です。
	27	「一つの取組事業所において最低10名選定」「原則として1名の利用者につき6ヶ月以降継続すること」とありますが、途中退居、ご逝去、入院などが発生し、取り組み終了時まで継続が難しい場合は追加で対象となる高齢者の方を選定する必要がありますでしょうか。	本事業では取組成果の分析・評価をしていただくため、分析・評価に足る人数として、最低10名の選定を条件としております。このため、2年間の事業計画期間を勘案し、可能な限り追加で選定ください。
	28	取組対象とする利用者について、例えば介護老人福祉施設の特定のユニットの入居者だけから選ぶということは問題ないでしょうか。	すべての常勤介護職員が最低1名の利用者の自立支援の取組に関わる必要があるため、特定のユニットだけから選ぶことはできません。 その他の種別の事業所についても、勤務体制を勘案して、すべての常勤介護職員が最低1名の利用者の自立支援の取組に関わるようにしてください。

【Q&A】 自立支援に向けた事業者の取組支援事業

令和8年5月27日作成

区分	No.	質問	回答
事業内容（取組の評価）	29	利用者評価表は、どの段階で記入するのでしょうか。	取組開始前、取組開始から3か月ごと及び取組終了後に、行っていただく必要があります。 例えば1年間取組を行う場合、取組開始前、3か月後、6か月後、9か月後、取組終了後です。
	30	利用者評価表のすべての項目を埋める必要があるのでしょうか。	評価表に任意である旨の記載がある項目以外は、すべて記入していただく必要がありますが、利用者の身体の状態等から測定が困難な場合は省略しても差し支えありません。
	31	同一法人の複数事業所が取組事業所として参加する場合、事業成果の取りまとめや報告において、事業所ごとではなく法人単位での報告・集計が可能でしょうか。	事業成果の取りまとめは事業所単位で行っていただく必要があります。
	32	取組期間終了後に必ず要介護認定の区分変更申請をしなければならないのでしょうか。	原則として区分変更申請を行う必要があるため、利用者・家族に区分変更申請を促してください。
補助額・対象経費	33	1年間で交付を受けられる最大額はいくですか。	1つの研修等事業者に対し、1年度当たり最大1,500万円が上限です。
	34	対象経費について、費目別の上限はありますか。	上限はありません。補助基準額（最大1,500万円）を上限として、適切な費用を積算してください。
	35	補助対象経費の報酬および報酬費については、それぞれの研修等事業者が設定する任意の金額でよろしいでしょうか。都が定める単価基準や上限額などがありますか。	一律の上限はありませんが、事業者の選定にあたっては、経費の妥当性を含めて審査の対象となります。
	36	現在すでに介護事業所に対してコンサルティングを行っているが、その事業所を取組事業所とした場合、本事業の対象となりますか。	本事業は自立支援に向けた事業者の取組を促進することを目的とした事業ですので、研修等事業者に選定されて以降の取組であれば、本補助金の対象となります。
	37	備品の購入は補助対象となりますか。	単価30万円未満の備品のみ補助対象となりますので、単価30万円以上の備品はリースを検討してください。
	38	リハビリ機器の購入費等、取組に際して購入する機器は経費に含まれますか。	単価30万円未満の備品のみ補助対象となりますので、単価30万円以上の備品はリースを検討してください。
	39	本事業の終了後も、取組事業所におけるケア品質の維持・向上を目的として、プログラムで使用した備品を取組事業所へ譲渡し、継続的に活用していただくことは可能でしょうか。	本事業の方向性に合致する形で、活用していただく分には問題ございませんが、都の補助金で購入した物品ですので、有償での譲渡・貸与はできません。

【Q&A】 自立支援に向けた事業者の取組支援事業

令和8年5月27日作成

区分	No.	質問	回答
補助額・対象経費	40	質的なデータの分析のために分析用PCとソフトウェアを購入したいと考えております。PCは備品購入費かと思いますが、ソフトウェアはどの科目にあたりますでしょうか。ソフトウェアが高額であり、30万円を超えるため備品購入費で処理できないものとなります。また、ソフトウェアに対するプラグインソフトも購入する必要がありますが、こちらにも複数高額なプラグインがあります。	ソフトウェアを購入する場合の費目は、「備品購入費」となります。 なお、単価30万円未満の備品のみ補助対象となりますので、単価30万円以上の備品はリースを検討してください。リースとなった場合は、「使用料及賃借料」として計上してください。
	41	研修等事業者や取組事業所の職員の人件費は、補助対象となりますか。	補助対象となりますが、本補助事業にかかる業務と、それ以外の業務を兼務する場合は、本補助事業に従事した日数・時間で案分するなど、合理的な方法で対象経費を算出してください。
	42	リース契約は対象となりますか。 対象となるとして、令和8年度と9年度にまたがってリース契約を行っている場合、どこまでが令和8年度の補助対象となりますか。	補助対象となります。 ・支払いが月額払いのもの…令和8年度中に係る経費（令和9年3月31日までに係る経費）のみ ・支払いが年額払いのもの…令和8年度分 ・複数年の使用権契約のもの…契約年数を按分して1年分 ただし、研修等事業者として選定されて以降、令和9年3月31日までに支払を完了した経費のみが補助対象となります。
	43	先進的な取り組みを行っている事業所、施設に見学に行く場合、旅費や宿泊費、旅行中の食費は補助対象となりますか。	国内での旅行で、合理的な経路での最低限の交通費のみ補助対象です。 宿泊費や食費は補助対象となりません。
	44	取組内容の発表や参考となる学会への情報収集等、学会参加に関わる移動費は補助対象となりますか。	国内での旅行で、合理的な経路での最低限の交通費のみ補助対象です。 宿泊費や食費は補助対象となりません。
	45	事業計画書の記載した2年分の経費のうち、令和8年度の補助対象経費と9年度の補助対象経費は、どのように区分しますか。	研修等事業者として選定されて以降、令和9年3月31日までに要した経費であり、かつ上記期間中に支払を完了した経費が、令和8年度の補助対象となります。
	46	本事業において、大学等の研究者から継続的にアドバイスを受けたリ、分析について指導していただく場合、謝礼はどの科目に該当しますか。	例示のような謝礼的な性格をもつ費用の場合、報償費に該当すると考えます。
	47	研修や伴走支援の一部を別法人に委託して実施する場合、その業務に委託に係る必要は補助対象となりますか。	補助対象となります。
47	役務費にはどういった項目が入りますでしょうか。例えば、伴走型支援を担当する方と業務委託契約を締結する場合、こちらはサービスに対する対価のため役務費となりますか。	役務費は通信運搬費（郵便料金・電話料等）、手数料、保険料等が想定されます。質問いただいた例示の場合は、委託料に該当すると考えます。	

【Q&A】 自立支援に向けた事業者の取組支援事業

令和8年5月27日作成

区分	No.	質問	回答
補助額・対象経費	48	研修等事業者として選定される前に発生した経費は、補助対象となりますか。	研修等事業者に選定される前に発生した経費について、遡って補助対象とすることはできません。
	49	事業計画書の所要経費積算内訳に記載しなかった経費について、交付申請時に追加することができますか。	当初の事業計画書の所要経費積算内訳に記載のない経費区分の追加は、原則としてできません。 単価・規模の増減などの変更は可能ですが、事業計画書の経費総額が2年間合計での補助金の上限額となります。
	50	交付決定後、交付申請していた経費よりも多くの経費を支出したため、補助金額を増額したいのですが、実績報告時点で増額した実績報告書を提出することは可能ですか。	交付決定額が補助金の上限額となります。そのため、交付決定額より補助金額を増額することはできません。
補助金	51	補助金はいつどのように支払われますか。	研修実施事業所として決定後、1カ月を目途に提出いただく交付申請書類をもとに、交付申請書類の提出から1～2カ月後を目途に概算払により交付いたします。
	52	補助金を概算で交付される場合、いつまでに精算が必要ですか。	概ね翌年度の4月までに精算に係る処理を終える必要があります（期限厳守）。
	53	実績報告時に提出する経費の支払状況について、何を添付すればよいですか。	他の補助金と同様に、実際に発生した経費に係る証憑書類を添付してください。ここでの証憑書類は、賃金が発生する場合には賃金台帳等、オンライン上にしか存在しないものはスクリーンショット等も含む全ての書類です。なお必要に応じ、関係書類の追加提出を求める場合がございます。
	54	補助金の書類は何年間保管する必要がありますか。	法人は、補助金に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類（領収書や賃金台帳など）を整理し、これらの帳簿・書類を、事業完了後5年間保管しておかなければなりません。
	55	この補助金は今年度限りですか？翌年度以降実施する場合は、何回補助を受けることができますか？	本事業は2年間（令和8年度～令和9年度）にわたって実施することを想定していますので、最大で2回申請することが可能となる想定です。ただし、補助を受けようとするときは、毎年度交付申請が必要です。 ※令和9年度の事業実施や、交付決定を確約するものではありません。毎年度、予算措置がなされた場合に、補助を実施し、その都度審査を行うこととなります。
	56	補助金を申請して交付を受けると、後年、東京都の監査を受けると聞いたのですが本当ですか。	その通りです。ただし、監査対象は年度により異なりますので「必ず」ではありません。 ※東京都監査事務局が実施する監査は、都が補助金等を交付している団体に対し、都の補助金が正しく使われているかどうかをチェックするために行われます。このため、監査の対象となった場合には、対応にご協力いただくことは当然ですが、補助金を申請する時点から、将来の監査に備えた書類の整理・管理をお願いします。

【Q&A】 自立支援に向けた事業者の取組支援事業

令和8年5月27日作成

区分	No.	質問	回答
その他	57	この事業による取組内容は公表されますか。	年度終了後に取組内容の概要について、東京都ホームページで公表します。なお、令和7年度の実績はすでに公表されています。
	58	本事業に参加する研修事業者が持つノウハウや、開発する研修教材等の知的財産がどのように保護されるか、その取り扱いについて教えてください。 特に、知的財産権の帰属や秘密保持に関する規定がございましたら、関連する資料（ガイドラインや契約書雛形など）と併せて教えてください。	知的財産権の帰属は、研修教材等を開発した事業者にあります。 なお、募集要項「3 事業内容」の（4）による報告については、学会等への発表資料に限らず、開発された研修教材や、取組成果の分かる資料等の一式を東京都に提出していただけます。東京都が自立支援・重度化防止の取組を広めるにあたり、これらの提出物を利用することを承諾していただく必要があります。
	59	本事業に参加するにあたって、倫理審査の実施は必要でしょうか。必要な場合、どのような範囲・形式が求められるかも含めて教えてください。	本事業は、介護事業所の自立支援の取組を支援することが主目的であり、倫理審査は必須ではありません。ただし、研究等で事業後もデータを活用されるなどの目的がある場合は、必要な手続きを行ってください。 なお、利用者に対しては、取組の開始時に本取組について説明を行い、同意を取得してください。
	60	補助金交付要綱別記2 補助条件の17に、事業実施のための契約手続について、「原則として都が実施する契約手続きの取扱いに準拠」する必要があると記載がありますが、都が実施する契約手続きの詳細についてはどこかに情報がありますか。また、本事業において業務委託契約を考えておりますが、全ての契約対象について競争入札の方式を取る必要がありますか。	公費を原資として行う事業のため、経費の適正性を担保する観点から、都の実施する契約手続を準用しております。このため原則は競争入札ですが、予定価格200万円（契約の種類により一部異なる場合があります）以下の場合や、その性質又は目的が競争入札に適しないものは、随意契約によることが可能です。 なお、競争入札を実施した場合は入札の経過、随意契約により契約を締結した場合は、その理由等を明確に書面で残していただく必要があります。 <参考> ・ 地方自治法施行令（関係条文 第167条の2 第1項 第2項） ・ 東京都契約事務規則（関係条文 第34条、第34条の2～4）